

概要版

サルビアブラン



福崎町キャラクター
「フクちゃん・サキちゃん」

福崎町第5次総合計画

活力にあふれ 風格のある 住みよいまち

～住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎～



さるびあドーム

兵庫県福崎町

ごあいさつ

平成 28 年には町制 60 周年を迎えます。60 年の歴史の中で、これまで 4 つの計画を持ちました。

私たちは事業を進める場合、P（プラン）D（行動）C（反省）A（次の行動）のサイクルで進めています。直近 10 年の第 4 次総合計画をチェックし、その精神を継承発展させる立場で第 5 次総合計画を策定しました。

タイトルは「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち ～ 住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎～」としました。

平成 26 年 12 月に福崎町第 5 次総合計画は議決され、町民全体の総合計画となりました。町は議会と町民のみなさまのご理解とご協力を得て 100%以上の遂行をめざしてがんばりたいと考えています。

計画は作ったその時から風化していくといわれますが、そのようなことにならないよう、常に座右に置き、町民のみなさまと共有しながら参画と協働の精神を発揮して、調和のとれたまちづくりを推進したいと考えています。

平成 26 年 12 月

福崎町長 嶋田正義



総合計画策定の背景と目的

総合計画は、町全体の総合的かつ効率的な行財政の運営を図るための基本となるものであり、まちの将来像と計画実現に向けた施策及び施策の進め方を示すものです。

本町の総合計画は、平成 25 年度を目標年次とした「第 4 次総合計画」を平成 16 年 3 月に策定し、現在に至っています。

今後においても社会・経済環境の急激な変化に対応が可能な、まちづくりの指針を示すことが必要です。このため、福崎町自治基本条例第 11 条の規定に基づき、本町のまちづくりの指針を示す「福崎町第 5 次総合計画」を策定するものです。

計画の構成及び計画期間

(1) 基本構想

計画期間は、平成 26（2014）年度から平成 35（2023）年度までの 10 年間とします。

また、基本構想は、本町の目指すべき将来像及び基本理念を定め、その実現のための施策の大綱を示します。

(2) 基本計画

計画期間は、5 年を 1 期間とし、前期 5 年間、後期 5 年間とします。

前期は、平成 26（2014）年度から平成 30（2018）年度までの 5 年間とします。

また、基本計画は、基本構想に基づき、大綱を具体的に推進するための基本的施策を、総合的かつ体系的に定めます。

まちの将来目標

将来像

福崎町は、産業と学園のまち、さらに参画と協働によるまとまりのあるまちとして発展が期待されています。このような中で、本町に求められているまちづくりの重要な課題は、まちの資源活用により“福崎らしさ”を明確化し、その周知を図り、情報を発信することです。時代が、ものからこころへ、量から質へ、開発から保全・活用へ、つくるからつかうへ、成長から成熟へ、住民ニーズの多様化・高度化する中で、人と人とのつながりを大切にし、一つのまちにおいて、「住む、学ぶ、働く」の3機能がさらに調和のとれているまちをめざします。

活力にあふれ 風格のある 住みよいまち

～住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎～

まちづくりの主体像

- ①町民（住民及び自治会等の各種団体、町内へ通勤または通学する人及び町内で事業または活動を行う団体（大学、事業所等））
- 住民は、一人ひとりが日々の暮らしのなかでまちづくりに向けて努力を重ねるとともに、相互に支え合います。
 - 自治会やボランティア・NPO等の団体は、各住民が個別に取り組むのが難しく町行政として取り組むより効果的な活動などを担うことが期待されます。
 - 近隣都市、また町外の視点も踏まえた生活・活動圏域民として、情報・価値観等を共有して交流・連携により、まちづくりにも関わり、貢献します。
 - 居住環境などの環境に配慮して地域貢献や地域社会との調和を図るよう努めます。
- ②町行政
- 住民の自律（立）を支えるとともに、町政運営の担い手として、町行政にしかできない専門的な業務や社会基盤の整備を進めます。
 - わかりやすい情報提供に努め町民への説明責任を明確にするとともに、多様化・高度化する行政需要に的確に対応し、効果的な行政運営をめざします。
 - 町民がより活動しやすくなるように、行政情報や活動の場・機会の提供、活動を支える仕組みや組織づくりなどの支援を行います。

まちの将来目標

将来人口

全国的な少子化・高齢化の中で、わが国の人口は減少傾向にあります。このような状況の中で、本町において近年の出産や転入転出などの状況が今後も続くとした10年後の人口は、18,500人程度と予測されています。

今後は、「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち ～住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎～」をめざし、良好な住環境の充実や子育て支援をさらに進め、“福崎らしさ”づくりに取り組みます。その中で、住み続けたい、もう一度住みたい、移り住みたいまちづくりを進め、目標年次における将来人口は、19,500人と設定します。

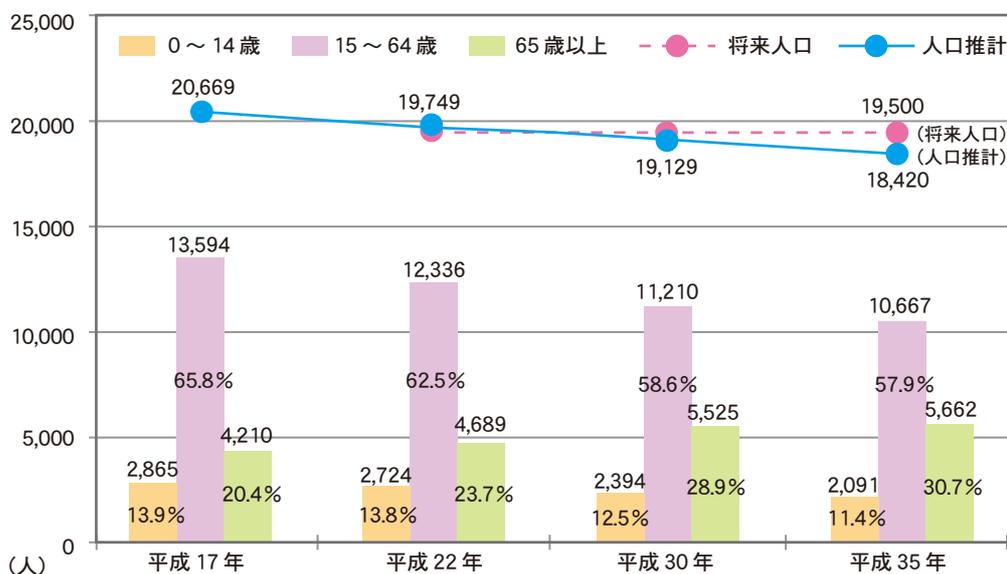
また、福崎町の特性である交通の要衝、まとまりのよさ、工業団地・大学・中小企業大学の立地、文化勲章受章者ゆかりの地、大庄屋三木家住宅等の歴史文化遺産の蓄積などから、福崎町独自の人口の考え方を設定します。

福崎町でのまちづくりとしての人口は、住む人とともに通勤・通学する人、さらに町を舞台に活動・交流する人、町出身者や関係者、来訪者など（福崎応援民）、福崎町を想うすべての人々とします。

その人々を **福崎 “つながり人”** とよびます。

福崎町の魅力を町民が気づき町外にもその魅力を発信し続け、福崎 “つながり人” を維持し、さらには増加させることをめざします。

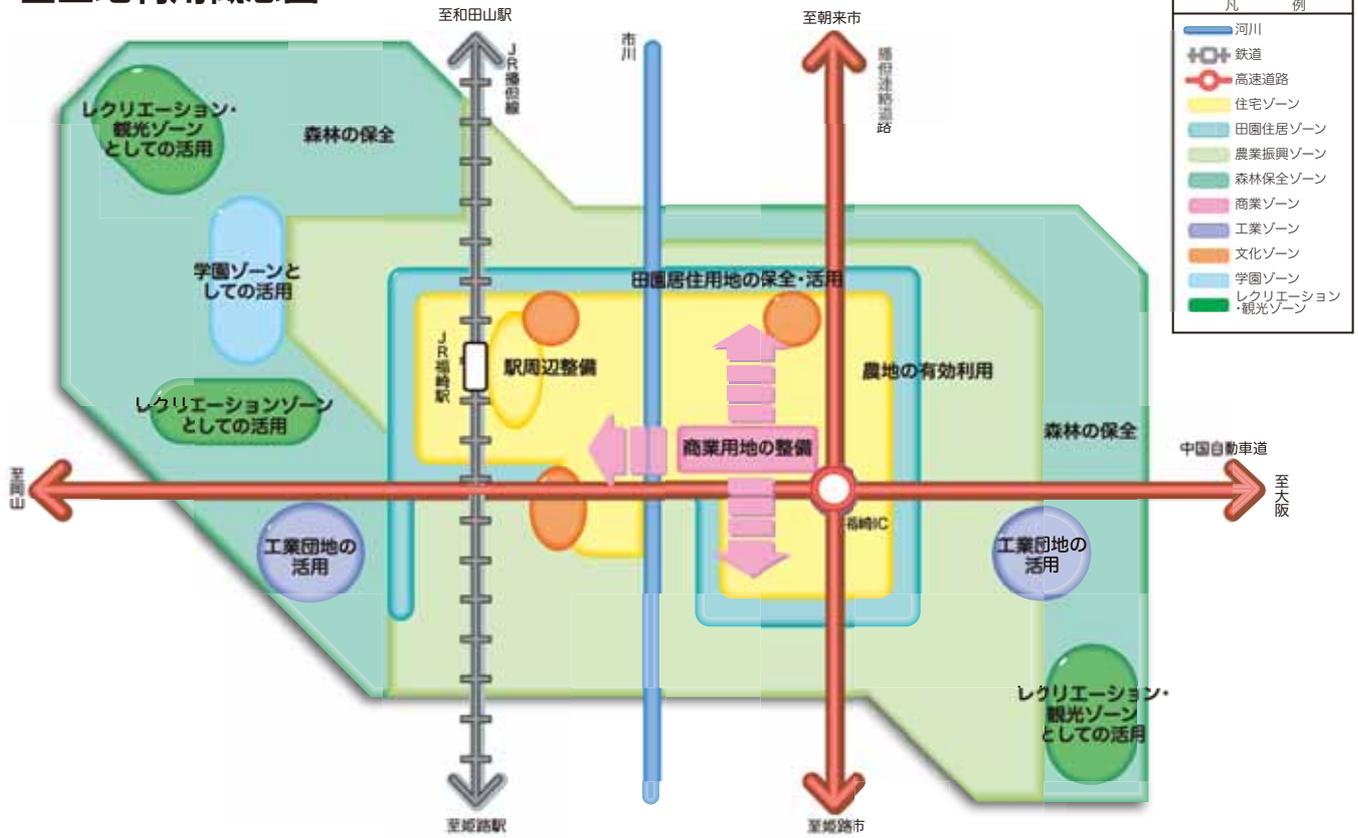
■人口推計と将来人口



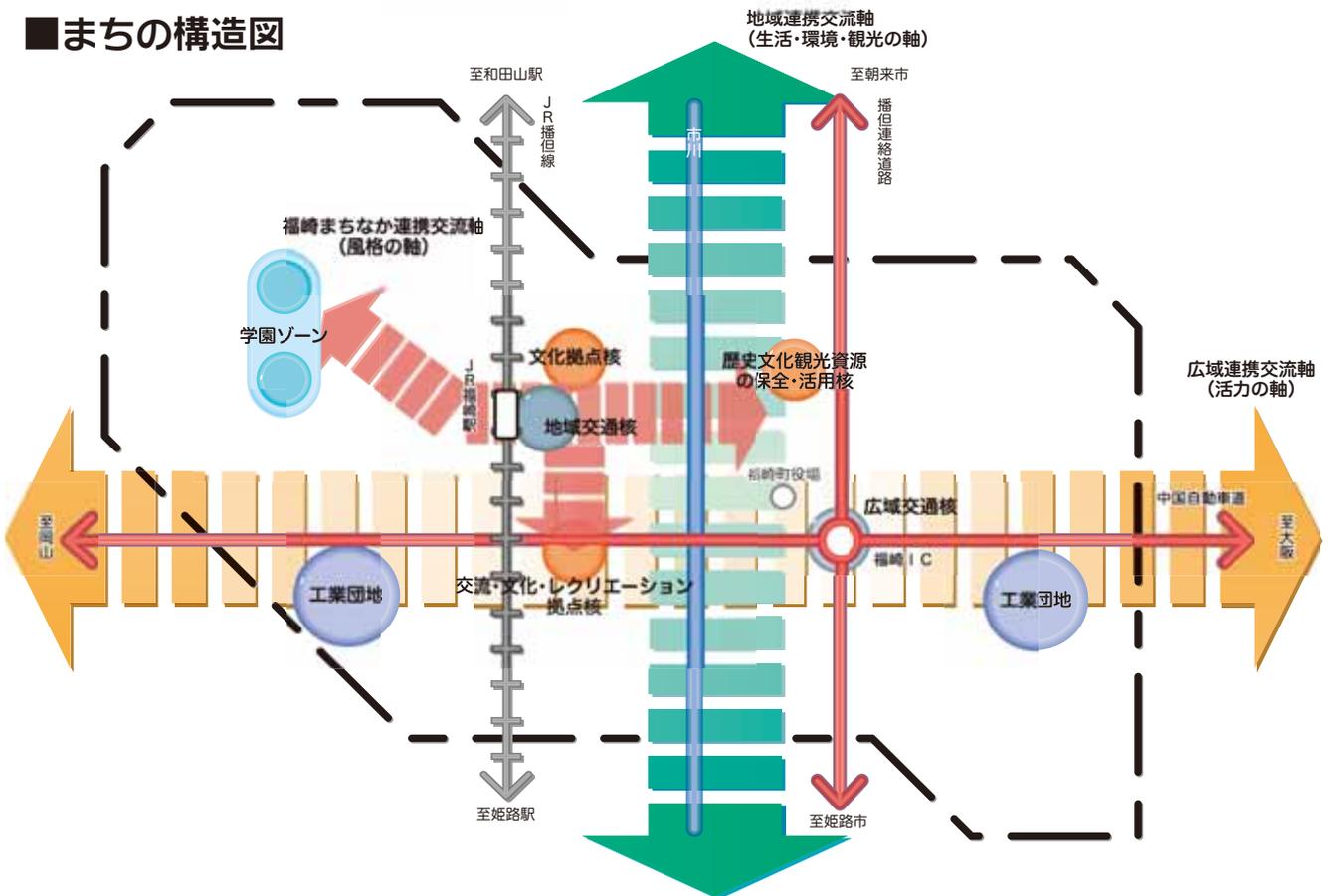
資料:国勢調査をベースに推計
※年齢不詳分は含めないこととする

まちの将来目標

■土地利用概念図



■まちの構造図



まちづくりの基本方向(政策)

1 地域づくり・行政(参画と協働)

住民などの活動をさらに活発化することをめざし、各主体の役割を明確化し自律(立)のまちづくりを基本に協働や連携による活動を進めます。

●参画と協働

各主体がまちづくりに参画できる環境を整え、地域や住民、大学や事業所などと行政が相互に情報の提供・共有を図りながら協働するまちづくりを進めます。また、男女の人権が平等に尊重され、責任を分かち合いながら、活力ある地域社会づくりをめざします。

●地域づくり

働く場所、学ぶ場所が備わっているという優位な特徴を活かしながら、今後も昼間人口の増加をめざして、町外からの就業者や大学生などを含めた相互交流や連携が図れるコミュニティ団体のネットワークの構築をめざすとともに、自治会をはじめとするコミュニティ活動の活発化を進め、地域の人々のつながりを深めます。

●国際化

外国人にとって安心できる、住みやすい環境づくりをめざすとともに、語学や国際理解のための教育の場の充実に努め、国際化に対応した人づくりやまちづくりにより、相互理解を深め、国際交流を進めます。

●行財政及び情報化と広域行政

地方分権の流れを見通しつつ、職員の資質向上や情報公開を進めながら行政改革に取り組み、中長期的な視点に立って計画的、効率的な行財政運営に努めるとともに、近隣市町と連携しながら広域行政を進めます。



まちづくりの基本方向(政策)

2 教育・文化(ひとづくり)

こころ豊かなひとづくりをめざし、子どもから高齢者すべての人が自己実現できる環境整備をはじめ、ゆとりや個性、心の豊かさ、生きる力を重視した教育・学習の場づくりを進めます。また、数多くの歴史的・文化的資源を活用して地域文化の振興を図るとともに、スポーツ・レクリエーションの推進に取り組みます。

●保育・就学前教育

保育ニーズに対応できる体制を整え、保育サービスの充実と質の高い就学前教育を推進します。

●学校教育

保護者や地域住民の参画により、子どもが安全で安心して学べる良好な環境づくりを進めます。また、町内に大学までの教育機関がそろっている環境を生かし、各世代の教育の充実や教育機関相互の連携を進めるとともに、家庭・学校・地域の連携をより緊密にし、社会の中で主体的に生きる力や創造性を育む教育を推進します。さらに、本町への愛着や理解が深まるように、豊かな自然環境、郷土の歴史・伝統文化などを生かした体験型学習の機会提供を進め、特に“民俗学のふるさと”として、ふるさとを大切に作る心を育むひとづくりを推進します。

●子育て支援

子育てへの不安感が解消され、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境を整えます。

●青少年健全育成

青少年が地域の中でともに支えあう意識や地域への愛着を持ち、地域社会・行事などへ積極的に参加ができる環境づくりをめざします。

●生涯学習

幅広い世代に学習活動の機会と成果発表の場を提供し、時代背景や社会状況に応じた事業を展開し、自己実現を行うための環境を整えます。

●人権教育

人権尊重の理念が社会の行動基準として定着し、住民一人ひとりが互いを認め合う「共生社会」の実現をめざし、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場において、人権意識を高揚し、人権文化が開花するまちを推進します。

●芸術・文化、文化財

先人を顕彰するとともに、その生き方や功績などを体験的に学び、ひとづくりやまちづくり、地域間交流に生かします。また、住民主体の文化芸術の企画や住民が誇りと愛着をもって文化財保存継承活動に参加できる環境づくりを進めます。

●スポーツ・レクリエーション

住民のニーズに応じた活動の場や気軽に参加できる環境づくりや健康づくりを進めます。

まちづくりの基本方向(政策)

3 生活・環境(安全)

地球全体の環境保全への対策をはじめ、自然環境の保全や循環型社会の形成など、住民が主体となった良好な環境づくりや防災・防犯のまちづくりを推進します。また、広域的な視点での環境問題への積極的な取り組みを図り、自然の恵みの中で安全で安心して住み続けられる環境づくりを進めます。

●環境保全

住民や町内事業所の参画により、環境保全などに対する意識の高揚や醸成を図るとともに、住民が自然と共存する生活環境づくりをめざします。

●循環型社会

行政と住民・事業者が協力してごみの減量化と再資源化を推進し、環境負荷の小さい社会をめざします。

●消防・救急

複雑で多様化する様々な災害に迅速かつ的確に対応するとともに、住民の意識向上などにより火災発生時における被害の軽減に努めます。

●防災・減災

災害危険個所に対し山地崩落対策及び浸水対策などの改修整備を進めながら、日常的な住民自らの防災意識などの向上を図るとともに、災害時には住民自ら安全に避難を行えるように対応を図ります。また、災害時には自主防災組織が中心となって安全に避難、誘導を行うとともに、関係機関と連携した防災体制を確立します。

●交通安全

交通安全意識を高め、関係機関との連携により安全・安心なまちづくりを進めます。

●防犯

行政、住民、各種団体が一体となった防犯環境づくりにより、犯罪のない地域づくりを進めます。

●消費者行政

消費者への情報提供や教育の充実により、消費者意識の向上と自主的な消費者団体活動の活性化を図り、自立した消費者による安全・安心な暮らしの実現をめざします。



まちづくりの基本方向(政策)

4 健康・医療・福祉(安心)

すべての人にとって住みよい、住み続けたいまちづくりをめざし、一人ひとりの主体的な健康づくりの支援に取り組みます。また、高齢者や障がい者が生きがいや目標を持って暮らせる環境づくりを進めます。

●健康・医療

食育や健康体操による健康づくりを広げるとともに、各世代での疾病に対する早期発見、早期治療のできる環境づくりや、家庭や関係機関などとの連携のもとに、地域予防医療の充実に努めます。さらに、保健・医療・福祉のネットワークの充実により、きめ細かで総合的な支援体制の整備を進めます。

●地域福祉

ユニバーサル社会を構築し、移動・買い物支援の環境づくりに取り組むとともに、地域に関わるすべての人がそれぞれの役割を担い、「共に生きる社会づくり」をめざします。また、高齢者や障がい者もすべての人が、大切な社会の一員として参加することができるよう、自立し、安心して快適に暮らすことができる社会の実現をめざします。

●高齢者福祉

地域全体での支えあいなどにより、高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心していきいきと生活ができることをめざします。

●障がい福祉

障がいの有無に関わらず、世代を超えて支えあいながら生活できるまちづくりをめざします。

●自立支援

生活困窮世帯や母子父子世帯への適切な支援を行うとともに、地域の連携による自助・共助の福祉社会づくりを進めます。



まちづくりの基本方向(政策)

5 産業振興(活力)

健康志向を支える安全・安心で新鮮かつ価値観の多様化に対応した食材を提供するため、生産から加工、販売にいたるまで一貫した取り組みを進めます。また、国土軸と兵庫県南北軸の交点で自動車専用道のインターチェンジがあるという広域立地条件・交通条件の良さや、姫路都市圏の豊富な労働力を有するという条件を生かし、工業の振興を支援します。さらに、既存商店街の振興の支援とともに、地域資源を生かした観光・交流の振興を進めます。

●農林業

安定した農業経営を確立するため、生産基盤の整備、営農組織や後継者など担い手の育成を図るとともに、消費者が求める安全で高品質な農産物を提供できる農業の育成を支援します。また、地産地消の推進や都市との交流を進め活性化を促し、農地の多面的機能を維持するための啓発に努めるとともに、森林の持つ公益的な機能を果たすために育成・保全を進めます。

●商工業

商工会との連携を強化し商業経営の充実を図ります。既存商業の振興の支援をはじめ、沿道サービス型の商業集積の充実に努めます。また、工業団地は多くの優良企業が操業しており、この経済基盤を維持するとともに、若年層の定着化や地元住民との交流や雇用確保に努めます。さらに、技術、情報、人的交流などの促進により、町内企業の育成などを支援します。

一方、空き店舗などの解消のための施策を検討し、いわゆる買い物難民への対応として、公共交通機関の再整備や職住近接型のまちづくりをめざします。また、もち麦をはじめとする特産品や観光資源の掘り起こしや、道の駅やJR福崎駅周辺整備などに伴う施設整備の取り組みを進めます。

●観光

広域交通条件の良さを生かしながら、住民のおもてなしの心や地域に対する誇り、郷土愛の醸成とともに、自然や歴史・文化、農産物や加工品の活用を進め、観光・交流の振興を図ります。



まちづくりの基本方向(政策)

6 まちの基盤(利便・快適)

姫路市の近郊であるという立地条件や広域交通条件の良さ、さらに自然に恵まれ、歴史・文化を有するまちの特性を生かしながら、時代の変化に対応した都市計画の見直しを図りつつ市街地の整備などを進め、良好な市街地形成を図ります。また、安全性の確保から、利便性、快適性、さらに魅力の向上をめざし、良好な景観の形成と誘導をはじめ文化の香るまちの風格づくりに努め、住みよさを重視した基盤づくりを進めます。

●道路・交通

環境や交通弱者へ配慮し、安全かつ快適な交通ネットワークにより利便性が向上した道路交通網づくりを進めます。

●上下水道

安全で安心な水道水を安定して供給することをめざすとともに、下水道への接続率の向上に努めます。

●公園・緑地

健康づくりやふれあいと憩いの場となる既存公園施設の維持管理や緑化が住民参加により進むよう支援するとともに、自然を保全した公園の整備充実を図り、うるおいのあるまちづくりを進めます。

●市街地整備

利便性や景観などに配慮した“まちの顔”づくりをめざし、やすらぎの居住空間の創出と育成をはじめ、周辺地域の交通核としてJR福崎駅周辺の整備、市街地発展を支える幹線道路体系の整備など、市川東西の一体化をめざしたまちづくりを進めます。

●住宅

多様な住宅需要に対応した住宅供給、安全・安心な住まいづくりと空き家対策を促進し、住みたくなるまちとして生活環境の充実を図ります。





町章

全形を以って、円満協和を表し、両鋭角は町の発展を象徴し、かたかなの「ク」を二つ組み合わせて「フク」とし図案化したもの。

福崎町民憲章 (昭和61年11月22日)

“民俗学のふるさと”福崎町は、清流市川にはぐくまれ、豊かな風土と歴史を背景に、多くの偉人を生んだ学問・芸術文化のふるさとです。

先人のたゆまぬ努力によって、絶えざる躍進を続ける福崎町に、わたしたちは、誇りと責任をもち、活力とうるおいのある平和な町づくりのため、この憲章を定めます。

- 一、恵まれた自然を生かし、住みよい、調和のとれた町をつくりましょう。
- 一、豊かな伝統と歴史を守り、教養を深め、香りたかい文化の町をつくりましょう。
- 一、人を大切にし、みんなで助けあい、豊かな心がふれあう町をつくりましょう。
- 一、心と体をきたえ、健康で、明るく楽しい町をつくりましょう。
- 一、くふうと努力を重ね、生きがいある、未来をひらく町をつくりましょう。



町花「サルビア」



町木「クロガネモチ」

福崎町第5次総合計画 概要版
発行年月 平成26年12月
発行 福崎町役場
〒679-2280
兵庫県神崎郡福崎町南田原3116-1
TEL:0790(22)0560 FAX:0790(23)0687
E-mail:kizai@town.fukusaki.hyogo.jp



福崎町キャラクター
「フクちゃん・サキちゃん」



環境に優しい植物油インキと
再生紙を使用しています。